

# 1 議会の沿革

沖縄県は、明治12年の廃藩置県(琉球処分)により日本の一県となりましたが、議会制については、全国の府県会より30年も遅れた明治42年(1909年)に設置されました。以来、復帰50年に当たる令和4年(2022年)で満113年になります。その間の沖縄県議会の歩みは、制度的にも「府県制」「米国民政府布告・布令」「地方自治法」等による議会制が適用されるなど、他の都道府県に例がない変遷を重ねてきました。

沖縄県の議会制は、明治42年4月「沖縄県二関スル府県制特例ノ件」(明治42年3月12日勅令第20号)によって、「沖縄県会」が創設されました。第1回の県会議員選挙は、同年5月に執行され、以来、戦争中の昭和17年まで県会議員選挙は9回行われました。

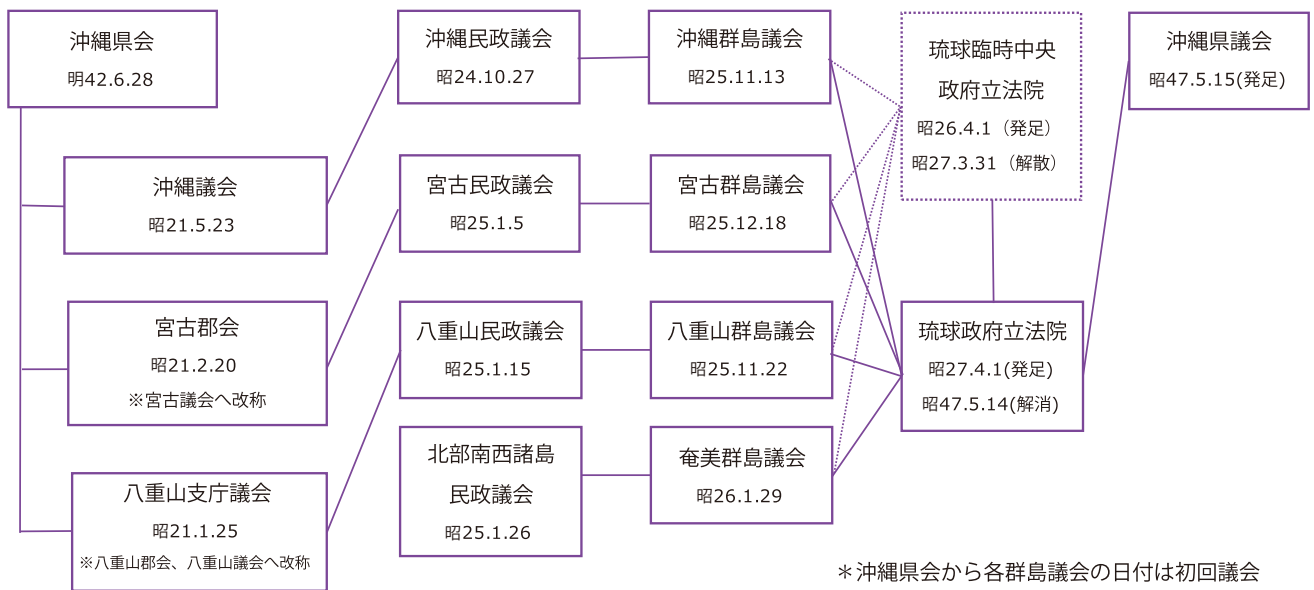
終戦後、米軍占領下の沖縄群島においては、戦時中の議員からなる「沖縄議会」が昭和21年4月26日に設置されましたが、昭和24年10月19日に解散され、新たに「沖縄民政議会」が設置されました。これら議会は、米軍あるいは知事の任命による議員で構成され、知事の諮問機関としての性格しか与えられず、議会本来の権能は大幅に抑制されていました。一方、宮古、八重山、奄美大島の各群島においても沖縄群島とほぼ同様な議会が設置されました。

昭和27年4月1日、各群島政府を一つにまとめた琉球政府が誕生し、立法機関として「立法院」が置かれました。立法院は、琉球政府の立法機関として、復帰までの約20年間にわたり、米国民政府の布告・布令の制約下にありながらも、県民の代表としての立場から、立法活動を通して、自治権の拡大と県民福祉の向上等に努めてきました。

本土復帰の昭和47年5月15日、立法院は、日本国憲法と地方自治法に基づく「沖縄県議会」へ変わりました。新生沖縄県の初の県議会議員選挙は、同年6月25日に執行され、44人の議員が選出されました。以来、令和6年6月24日までに14回の県議会議員選挙が行われ、議員定数は48人となっています。

こうして、明治42年に初めて創設された沖縄県会以来、時代の波に翻弄されながら移りかわってきた議会制度も、復帰により改めて全国都道府県と同じとなり、沖縄県議会として現在に至っています。

## ○議決機関変遷図



昭和20年 太平洋戦争終戦 昭和27年 サンフランシスコ平和条約発効 昭和47年 本土復帰